

令和6年1月5日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

2024年度（令和6年）税制改正大綱について

令和5年12月14日税制改正大綱が発表されました。

【1】法人税

(1) 賃上げ促進税制の見直し 適用期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日開始事業年度

- ①大企業・中堅企業・・・雇用者給与等支給増加額の10%を税額控除（現行15%）
継続雇用者給与等支給額の増加率に応じ税額控除上乘せ（従業員2千人以下の中堅企業対象）
- ②中小企業・・・子育て支援や女性活躍に関する認定を受けた場合に税額控除率5%上乘せ
税額控除上限額を超過した場合において、5年間の繰越を認める繰越税額控除の創設

(2) 交際費課税の見直し 適用時期：令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用

損金不算入となる 交際費等から除外される1人あたり5,000円以下の飲食費について、金額要件を1人あたり10,000円以下に引き上げ

(3) 中小企業倒産防止共済の共済契約解除後の制限 令和6年10月以降解約より適用

共済契約の解除があった後に再度共済契約を締結した場合、その解除の日から同日以後2年を経過する日までに支出する共済掛金については損金算入できない（所得税も同様）

【2】所得税

(1) 所得税・個人住民税の定額減税 令和6年分合計所得金額が1,805万円超の者は除外

- ①所得税・・・本人と扶養親族1人につき3万円を減税（令和6年6月以後に支給する給与に係る源泉徴収税額より控除する）
 - ②個人住民税・・・本人と扶養親族1人につき1万円を減税（令和6年6月に支払う給与から特別徴収をせずに、定額減税後の税額を7月から11ヶ月で徴収する）
- 個人事業主の場合は、令和6年分の確定申告時に所得税を控除し、個人住民税は令和6年度の第1期分の税額から控除します。

(2) 子育て世帯に対する住宅ローン控除の拡充 対象期間：令和6年1～12月に入居した場合

18歳以下の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが39歳以下の者が 2024年中に入居した場合の住宅ローン控除の借入金限度額について500～1,000万円引き上げ

【3】その他

- (1) 事業承継税制に係る承継計画の提出期限が、令和8年3月31日まで延長（2年延長）
- (2) 外形標準課税の対象法人について、資本金1億円以下の法人に対し前事業年度が外形標準課税の対象で、当該事業年度の資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人を対象へ
- (3) 高額特定資産を取得した場合の消費税の事業者免税点制度等の対象に、その課税期間において取得した地金等合計額が200万円以上である場合を加える